

学校閉庁日の設定について

1 学校における働き方改革について

平成 29 年 12 月 25 日付で文部科学大臣より、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出されている。また、平成 30 年 2 月 9 日にも、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及び学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が発出され、その取組の一項目として「一定期間の学校閉庁日の設定」が挙げられている。

2 現状について

教員は、その職の持っている性格から、授業実施期間中に有給休暇を取得することは難しい状況である。そのため、夏季休業期間など三期の休みにまとめて取得することが多い状況である。また、授業実施期間中は部活動、地域、保護者への対応などで恒常的に時間外勤務が多くなっている。

実際のところ、部活動を担当している教員は夏季休業期間でも有給休暇の取得が難しい場合がある。また、副校長は、本来行うべき教員の育成指導や教務そのものに加え、日常校務への対応や地域行事等への参加などがあり、一年を通じて有給休暇の取得が難しく多忙感が増している状況である。

3 対応

上記の問題の解消の取組のひとつとして、教育委員会としては、平成 30 年度より、夏季休業期間の 3 日間を学校閉庁日（休校日）として設けることにより、教員を休ませ少しでも多忙感を解消することとする。なお、学校閉庁日を土日につけて、連続 5 日間休暇ができるようにする。なお、今年度の学校閉庁日は、小中学校 28 校全てが 8 月中旬に設定することを予定している。

4 具体的な対応等

- ① 学校閉庁日の設定は学校ごとに決定し、「学校だより」やホームページ等での周知により、市民等へ理解を求める。また、当該期間は校門、玄関等への閉庁の旨の掲示を行う。
- ② 学校内に設置されている学童保育所やサマー学童を実施している学校は、通常どおり開所する。また、社会体育による施設利用も制限しない。
- ③ 本対応の主な目的は、「教員の多忙感の解消」であるため、市職員（用務、事務、栄養士、調理員）の有給休暇の取得については協力要請に留めるものとする。
- ④ 教員であっても有給取得の自由の原則から、有給休暇取得の強制はしないものとする。
- ⑤ 児童・生徒が事故があった時など緊急な場合は、シルバー人材センターより学校管理職及び教育委員会事務局へ連絡する。
- ⑥ （市）職員が出勤している場合で、管理職がいないことによる勤怠管理上の問題を解消するため、当該職員から学校管理職へ（メール等で）出退勤の連絡をするなどして確認する。

5 他市における学校閉庁日の取組例について

国分寺市・・・8月13日（月）から15日（水）まで全校一斉に休校日と決定。

武蔵村山市・・・8月13日（月）から17日（金）までと前後の土日を合わせた計9日を全校一斉に休校日と決定。

* その他多くの自治体が、既に学校閉庁日を実施しているか、今年度実施を予定している。